

2023 年度
春季新規登録団体審査実施要綱

起案：中央事務局調査企画部

はじめに

立命館大学の全学生によって構成されている学生自治組織「立命館大学学友会」では、皆さんの課外自主活動を支援するために登録団体制度を設けています。登録団体に登録されると学内の施設利用など様々な支援を受けることが出来ます。登録団体の募集は一次審査（書類審査）と二次審査（ヒアリング審査）による2回の審査を経て登録団体に登録できるかどうかが決まります。登録を検討されている方は以下の要綱を熟読の上、期日内に所定の申請を行ってください。

学友会への団体の新規登録には、学友会の基準に適切な団体であるかどうかという審査が必要であり、申請さえすれば登録される単純な“登録制”とは意を異にします。

春季新規登録団体審査について

秋季新規登録団体審査は、2023年9月より学友会所属団体として活動を希望する団体を対象とした新規登録団体審査です。学友会所属団体として認められると、教室や学友会課外掲示板・サークルロッカーなどといった学内施設が使用できるようになる他、毎年4月から5月にかけて行われる新歓運動・11月から12月にかけて行われる学園祭運動などといった全学行事に参画できるようになります。

スケジュール

WEB 申請期間	2023年4月28日（金）～2023年5月12日（金）
一次審査結果公示	2023年5月19日（金）
二次審査期間	2023年6月1日（木）～2023年6月21日（水）
二次審査結果公示	2023年7月以降

注) 学生オフィスとの協議の兼ね合いもあり、一概に最終結果発表日を確定させることは致しかねます。また、応募について期限を越えての受付は一切行いません。

審査基準

登録団体に志願できる団体は次の各号を満たし、かつ、立命館大学学友会所属団体規程が全て満たされている団体です（所属団体規程につきましては巻末に添付しています）。

- ① 学友会に提出する団体情報に誤記、虚偽がないこと。
- ② 外部団体の支部またはそれに関連する活動を行う団体でないこと。
- ③ 宗教的活動を主目的とする団体でないこと。
- ④ 反社会的活動及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- ⑤ 活動趣旨が明確に定まっていること。
- ⑥ 団体の活動内容に独自性があること。
- ⑦ 大学所管団体（学部プロジェクト団体、自主ゼミ、奨学金採用団体 など）として登録していないこと。但し次semester以降は大学所管団体としてではなく、学友会登録団体として活動していく意思がある場合はこの限りではない。
- ⑧ 団体活動に関連する各種手続き（決算・継続手続き等の提出）の期限を遵守すること。

特に、「① 学友会に提出する団体情報に誤記・虚偽がないこと。」を満たせていない団体が見受けられます。申請の際は以下のチェックリストをご活用ください。

- 学籍番号は 11 桁である。
- 全員の学籍番号は 1 字とも間違いがない。
- メールアドレスは学内アドレス (@ed.ritsumei.ac.jp) である。(ed がついてない例が散見されます。)
- メールアドレスのスペルに抜け・漏れがない。(特に、文学部の It (エルティイー) が It (アイティイー) になっている例、産業社会学部の so (エスオー) が s0 (エスゼロ) になっている例などが散見されます。)

なお、「⑧ 団体活動に関連する各種手続き（決算・継続手続き等の提出）の期限を遵守すること。」について、2023 年度所属団体継続審査において遵守することができていない団体がいくらか見られました。本審査で学友会からの案内にご対応いただくことは審査を通過するために非常に大切なことであるため、こちらにもご留意ください。

また、過去に学友会所属団体として登録していたが継続届の提出を怠った為に新規登録団体として再度申請を行う場合はその旨を申請フォームの指定された項目にご記入下さい。

なお、2023 年度所属団体継続審査を通過することができなかった団体については 2023 年度の新規登録団体審査を受けることは出来ません。2024 年度以降の新規登録団体審査にエントリーしてください。

一次審査（書類審査）について

立命館大学学友会 HP のフォームにて必要事項を記載していただきます。

その際、団体に関する所定の情報を入力していただきます。その内容をもとに審査基準を満たしているかで一次審査の結果を判断します。

注意点
● ここに入力された内容のみで全て審査を行いますので「具体的」かつ「正確」に記入をお願いします。特に、学籍番号（11桁）、学内メールアドレス（@ed.ritsumei.ac.jp）、電話番号などに誤りがある団体が見受けられます。正確に記入されていない場合は審査を行いません。
● 入力欄に空欄が多い場合、指定の文字数に達していない場合は審査を行いません。

【部員一覧の添付について】

エントリーの際、部員の一覧データを提出していただく必要があります。学友会 HP からフォーマット（Excel ファイル）をダウンロードの上、部員の方の名前、学部、学年、学籍番号を一覧にしてそのデータを申請フォームに添付の上で提出して下さい。

二次審査（ヒアリング審査）について

書類ではわからない点を中心に具体的にお話を伺います。団体の三役の方（代表・副代表・会計）がお越し下さい。

二次審査機関	2023年6月1日（木）～2023年6月21日（水）
所要時間	30～90分程度
日時調整方法	一次審査の際にフォームにて第三希望まで指定
日時の通知	一次審査通過団体のみ、メールにて個別通知

団体のことが客観的にわかる資料（スライド・Web サイトなど）がございましたらヒアリングの際にご提示ください。なお、ヒアリングは Zoom を用いた遠隔会議方式で実施いたします。詳細は一次審査結果発表時にお伝えします。

立命館大学学友会 HP について

今後結果の発表も含め、諸連絡は全て立命館大学学友会 HP を通じて行います。スケジュール等に変更が出る場合もございますので適宜ご確認下さい。



<https://www.ritsumeai.club/>

ご質問・お問い合わせ

ご質問に関しましては学友会お問い合わせフォームにて対応致します。下記をご参照の上、質問事項をお送り下さい。



<https://www.ritsumeai.club/information/>

例年、登録団体の権利及び義務について、課外自主活動ハンドブックや各種規約に記載の内容を質問される団体が多く見受けられます。不明点がある場合は、今一度課外自主活動ハンドブック及び立命館大学学友会所属団体規程をご確認の上、お問い合わせください。ますようよろしくお願い致します。

なお、審査内容や審査結果についてのご質問は、お答えいたしかねます。あらかじめご了承ください。

また、こちらから一斉送信させていただくメールが、迷惑メールに入ってしまう場合があります。あらかじめ設定を変更していただくか、迷惑メールに振り分けられていないか必ず確認するようお願い致します。

立命館大学学友会 中央事務局 調査企画部

【衣笠】京都府京都市北区等持院北町 56-1 学生会館 207

【BKC】滋賀県草津市野路東 1-1-1 セントラルアーク 4F アクトオフィス

【OIC】大阪府茨木市岩倉町 2-150 A 棟3階 Student Lounge

Mail : info@r-circle.net

立命館大学学友会所属団体規程

目次

- 第一章 総則（第一条～第六条）
- 第二章 区分（第七条～第十条）
- 第三章 所属（第十一条～第十二条）
- 第四章 継続（第十三条～第十四条）
- 第五章 昇降格・登録抹消（第十五条～第十七条）
- 第六章 遵守事項（第十七条～第二十条）
- 第七章 補則（第二十一条～第二十二条）

第一章 総則

(目的)

第一条 本規程は、立命館大学学友会（以下、本会）に所属する課外自主活動団体（以下、所属団体）の権利、義務を定めるものである。

(適用範囲)

第二条 本規程は、所属団体の運営について適用する。

(個人情報保護)

第三条 所属団体の個人情報の取り扱いについては、『立命館大学学友会個人情報保護に関する規程』を遵守する。

(活動の支援)

第四条 所属団体は一定の支援を受けることができる。支援内容については別途定める。

2 大学からの支援については立命館大学学生部と協議のうえ決定する。

(構成員)

第五条 所属団体の構成員は、その過半数が立命館大学の正規課程学部生でなければならない。

(役員)

第六条 所属団体の代表者・副代表者・会計担当者の役員を各一名ずつ立命館大学の正規課程学部生の中から選出しなければならない。

2 前項に定める役員の兼任は、これを妨げる。

3 複数の所属団体における役員の兼任は、これを妨げる。

第二章 区分

(区分)

第七条 所属団体は、次の各号に掲げる4つに区分される。

- 一 公認団体
- 二 同好会
- 三 任意団体
- 四 登録団体

(機関)

第八条 所属団体の各区分に共通する権利、義務を所管するために、本会中央事務局に調査企画部を置く。

2 調査企画部については、別途これを定める。

(区分による業務の所掌)

第九条 第7条一号から三号に掲げる各区分独自の権利、義務を所管するために、次の各号に掲げる機関を充てる。

- 一 学術本部
- 二 学芸総部本部
- 三 体育会

2 本条に掲げる機関は、各団体の活動内容に合わせて所管業務を分掌する。

(所管の努力義務)

第十条 第8条及び第9条に掲げる各機関(以下、各機関)は、所属団体の活動発展のための支援に努める。

第三章 所属

(所属)

第十一条 本会への所属を証明する手段として「所属団体制度」を設ける。

(新規登録団体審査)

第十二条 新たに本会へ所属を希望する団体は、新規登録団体審査を受けなければならない。

- 2 新規登録団体審査は、調査企画部が担当する。
- 3 調査企画部は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。
- 4 新規登録団体審査を通過した団体は、中央事務局長の決裁、中央委員会の承認を経て登録団体として区分される。

第四章 継続

(継続)

第十三条 所属団体として活動の継続を認める手段として、「継続制度」を設ける。

(所属団体継続審査)

第十四条 次年度も所属団体として活動の継続の意志がある場合、審査受付期間中に所属団体継続審査を受けなければならない。

- 2 継続審査は、各機関が担当する。
- 3 各機関は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。
- 4 手続きを行わなかった所属団体は継続の意志が無いものと見なし、原則登録を抹消する。

第五章 昇降格・登録抹消

(昇降格)

第十五条 団体区分間の昇降格の要件については、各機関の定めるところによる。

(登録抹消)

第十六条 所属団体の都合により登録の抹消を希望する場合、各機関に趣意書を提出することにより、登録を抹消することができる。

2 第6章 遵守事項に重大な違反があった場合及び申請書類に虚偽報告があった場合には、各機関は中央委員会の承認をもって所属団体の登録を抹消することができる。

第六章 遵守事項

(団体の義務)

第十七条 所属団体は次の各号に掲げる義務を負う。

- 一 立命館大学学則及び諸規程を守る義務
- 二 本規程及び本会各機関が定める規程等を尊重し、各機関の決定に従う義務
- 三 明朗な会計活動を行う義務

(禁止行為)

第十八条 次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 営利を目的とした活動
- 二 学内外を問わず、一切の暴力活動
- 三 外部団体への勧誘を目的とした団体活動

(運営)

第十九条 所属団体は、次の各号に掲げることを遵守し、誠実に運営されなければならない。

- 一 団体活動が民主的に行われていること
- 二 所属団体としての責任の所在を明確にすること
- 三 一時的ではなく、継続的な活動を行うこと
- 四 定期的に学友会ホームページ・メーリングリスト・掲示板などの各機関からの連絡を確認すること
- 五 役員交代など、書類内容、報告などに変更がある場合は、速やかに各機関に報告すること

(ダミー団体)

第二十条 同一の構成員で複数の団体を結成し権利拡大を目的とする「ダミー団体」は認めない。

第七章 補則

(細則)

第二十一条 この規程を実施するにあたって必要な事柄は、別にこれを定める。

(改廃)

第二十二条 本規程の改廃は、中央委員会の承認を必要とする。

附則

(施行期日)

本規程は二〇〇八年四月二十日に公布し、即日施行する。

2015年4月10日 一部改正

2019年9月24日 一部改正

2022年9月26日 全部改正

2023年1月26日 一部改正